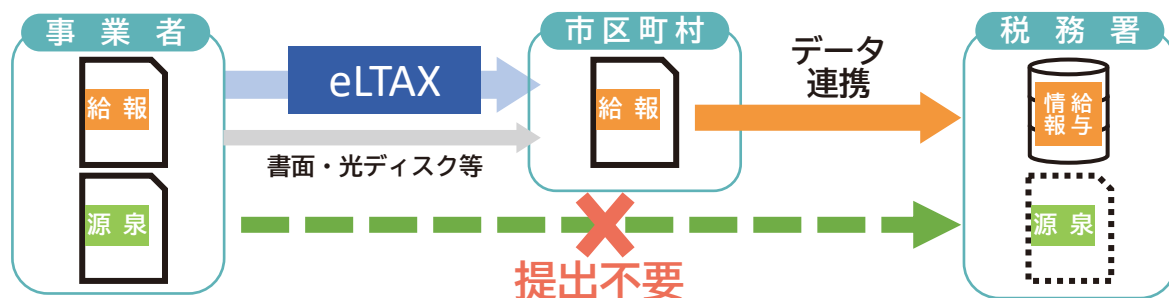


令和9年1月から

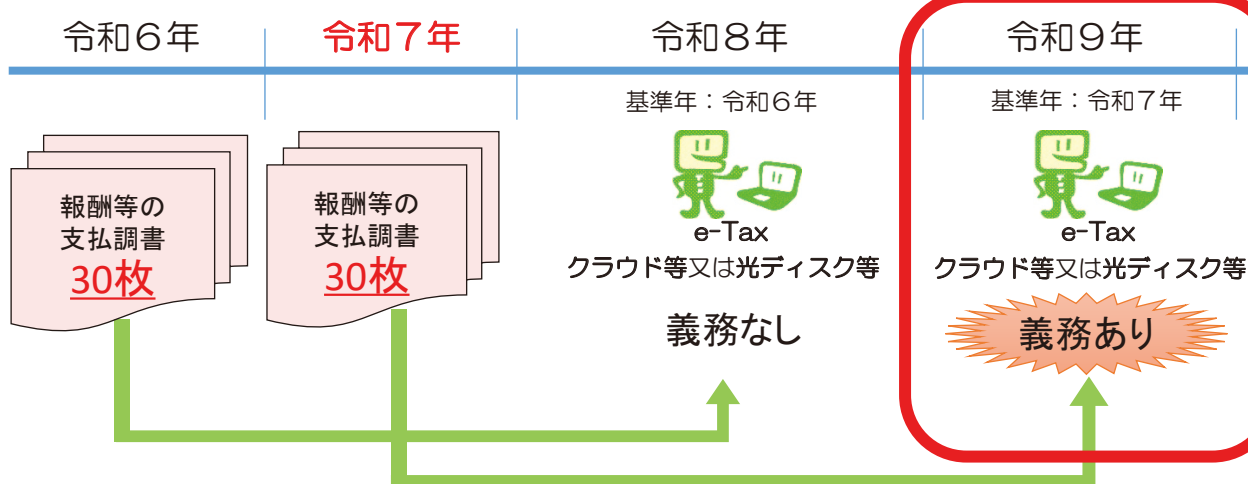
源泉徴収票の提出が不要になります



令和9年1月1日以降に提出すべき令和8年分以降の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされます(源泉徴収票のみなし提出の特例)。

eLTAXを利用すると、給与支払報告書のデータを、提出先の各市区町村に自動で振り分けて送信されるため、大変便利です！是非eLTAXをご利用ください。

法定調書を30枚以上提出した方へ！ e-Tax等による提出が義務になります！



令和7年中に提出する法定調書の枚数が**30枚以上**※となった方は、**令和9年に提出する法定調書を、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。**

該当する法定調書は、**書面で提出できません**ので、e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

※ 30枚以上の判定は、法定調書の種類ごとに行います。

令和7年中に提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が**30枚以上**であった方は、**令和9年に給与支払報告書を提出する場合についても、eLTAX等により提出する必要があります。**

※ 詳しくは、国税庁ホームページ「源泉徴収票（給与所得・公的年金等）のみなし提出の特例に関するQ&A」をご確認ください。

Q&A

